第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画

< 平成29年度 ~ 平成33年度 >

ひとり親家庭等が自らの力を発揮して、安定した生活を営みながら、 安心して子どもを育み、未来へつなぐ 子育てのまち鳩山



平成29年3月

鳩山町



はじめに

鳩山町では、平成24年3月に「鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、就労支援や子育で・生活支援などの施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

しかしながら、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、 多くの方が就労・育児・生活面などで様々な悩みや不安を抱えている状況にあり ます。

国においては、「子供の貧困対策に関する大綱」に貧困の連鎖を防止するための 重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援や生活支援を掲げるな ど、ひとり親家庭への支援施策の強化に取り組んでおります。

このような中、本町においては、これまでの取組みを検証するとともに、昨年8月に実施したひとり親家庭等の生活実態調査の結果を踏まえ、引き続き、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的に推進するため、このたび、「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、ひとり親家庭等が自ら安定した生活を営み、子ども たちが健やかに成長できるよう、地域の関係団体や関係機関などと連携して、本 計画を着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました鳩 山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域協議会委員の皆さま をはじめ、生活実態調査にご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関 の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成29年3月

鸠山町長 小峰孝雄

目 次

はじめに

第1章	計画策定にあたって
1 2 3 4 5	計画策定の趣旨1計画の位置づけ2計画の対象3計画の期間3計画の策定方法4
第2章	本町のひとり親家庭等の現状と課題
1 2 3	統計データでみる現状
第3章	計画の基本的な考え方
1 2	計画の理念·······29 基本目標 ······30
第4章	施策の体系
第5章	施策の展開
1 2 3 4	就労支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章	施策の推進に向けて
第6章 1 2	施策の推進に向けて 計画の進行管理 ····································
1	計画の進行管理 ····································

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

本町では、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が安心して子育てができる環境を確保することを目指し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、「鳩山町ひとり親家庭等支援計画」(以下「第1次計画」という。)を策定することとし、平成24年3月に第1次計画(計画期間:平成24年度~平成28年度)を策定し、計画に基づきさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、低賃金や不安定な雇用条件などの就業面や子育てとの両立などの生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。この間、国においては、平成25年3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、ひとり親が置かれている困難な状況等を鑑み、就業の支援について特別の措置を講じることとされました。さらに、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されました。また、こうした状況のなか、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困の連鎖を防止するための重点施策として、ひとり親家庭等の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられるとともに、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人を対象に「生活困窮者自立支援制度」が実施されることになりました。

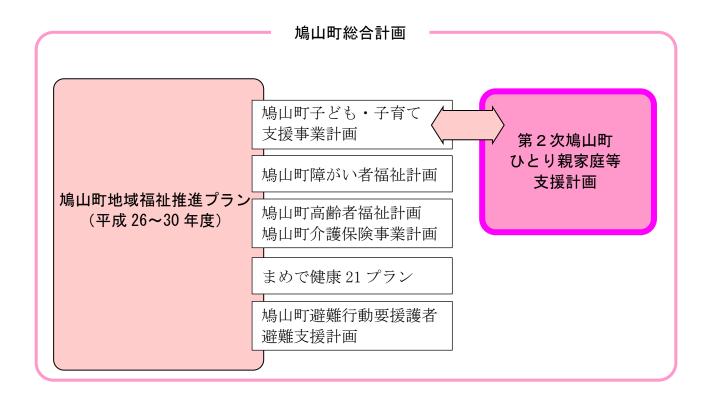
これらの国の動向を鑑み、鳩山町としては、ひとり親家庭等の誰もが未来に希望をもてるまちを目指し、今後もひとり親家庭等の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまでの取り組みの評価や、ひとり親家庭等の生活実態調査結果を踏まえて必要な見直しを行い、平成29年4月を始期とする「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」(以下「第2次計画」という。)を策定するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、同法第 11 条の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ策定します。

また、「鳩山町総合計画」を上位計画とし、「鳩山町子ども・子育て支援事業計画」など関連計画との整合を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立を促進するための総合的な施策を推進するための計画です。



3 計画の対象

本計画は、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とします。

計画中の表記については、下記の言葉の定義を用います。

母子家庭…現に 20 歳未満の児童を扶養しており、配偶者のいない女子とその児童からなる家庭。

父子家庭…現に 20 歳未満の児童を扶養しており、配偶者のいない男子とその児童からなる家庭。

寡 婦…配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない状態で 20 歳未満の子どもを養育したことがある人。

また、本計画で使用している言葉は、次のとおりです。

ひとり親家庭 …母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭及び寡婦

ひとり親 …母子家庭の母、及び父子家庭の父

4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変化等により、必要に応じて見直します。

5 計画の策定方法

(1)計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、子育てに関する関係団体、関係機関、学識経験者、 公募委員等で構成する、子ども・子育て支援法に基づき設置されている「鳩山町子 ども・子育て会議」と次世代育成支援対策推進法に基づき設置されている「鳩山町 次世代育成支援対策地域協議会」との合同会議(以下「合同会議」という。)にお いて審議を行いました。

※「鳩山町子ども・子育て会議」及び「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」の 詳細は、60ページから65ページまでの資料編の設置条例等及び委員名簿をご覧 ください。

(2) 計画策定の方法

計画の策定にあたっては、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態や支援のニーズを把握するため、平成28年8月から9月にかけて「ひとり親家庭等を支援するための生活実態調査」を実施しました。

合同会議では、この調査結果を参考に、本町のひとり親家庭等の課題等を分析して、必要な施策等を協議し、また、関係機関等との調整も行い計画素案を作成しました。

この計画素案に対する町民の皆さんのご意見を伺うため、素案を公表しパブリックコメントを実施しました。

最終的に合同会議で検討を行った結果を計画案として作成し、町長に答申しました。その答申結果に基づき、町で最終的な協議を行い、平成29年3月に計画を策定しました。

- ※計画策定の経過の詳細は、58 ページの資料編「1 第2次鳩山町ひとり親家庭 等支援計画策定の経過」をご覧ください。
- ○「ひとり親家庭等を支援するための生活実態調査」の概要

1 調査方法:児童扶養手当の現況届の際の面接調査

2 実施期間:平成28年8月1日(月)から9月16日(金)まで

3 回収状況:配布数 81

回収数 77

有効回収率 95.1%

○パブリックコメントの概要

1 意見募集期間:平成29年1月16日(月)から2月16日(木)まで

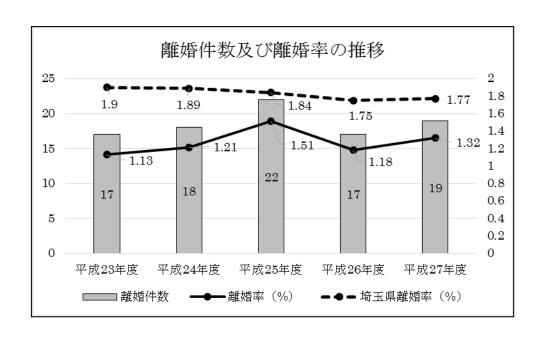
2 意見件数 : 0件

第2章 本町のひとり親家庭等の現状と課題

1 統計データでみる現状

統計データでみる本町の現状は次のとおりです。

① 本町の離婚率は県平均より下回っています。



② 本町のひとり親家庭の総世帯数に占める割合は、平成22年で国及び県平均を下回りますが、直近5年間のひとり親家庭の伸びは著しく国及び県平均を大きく上回ります。

ひとり親家庭の推移

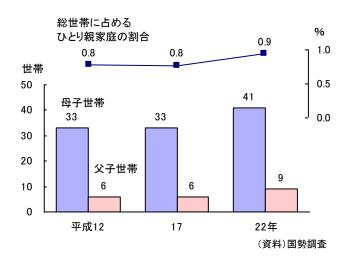
単位:世帯、%

		平成12	17	22年	F	増派	戓率	総世帯数に占める		
		十八八2	17	22 4		H17/H12	H22/H17	割合	割合 H22	
	総世帯数	5,035	5,137	5,323		2.0	3.6			
鳩山	母子世帯	33	33	41	(85)	0.0	24.2	0.8	(1.6)	
町	父子世帯	6	6	9	(19)	0.0	50.0	0.2	(0.4)	
	ひとり親家庭計	39	39	50	(104)	0.0	28.2	0.9	(2.0)	
	総世帯数	2,470,487	2,630,623	2,837,542		6.5	7.9			
埼 玉	母子世帯	27,422	34,081	35,999	(51,752)	24.3	5.6	1.3	(1.8)	
県	父子世帯	4,876	5,327	5,462	(11,103)	9.2	2.5	0.2	(0.4)	
	ひとり親家庭計	32,298	39,408	41,461	(62,855)	22.0	5.2	1.5	(2.2)	
	総世帯数	46,782,383	49,062,530	51,842,307		4.9	5.7			
全	母子世帯	625,904	749,048	755,972	(1,081,699)	19.7	0.9	1.5	(2.1)	
国	父子世帯	87,373	92,285	88,689	(204,192)	5.6	△ 3.9	0.2	(0.4)	
	ひとり親家庭計	713,277	841,333	844,661	(1,285,891)	18.0	0.4	1.6	(2.5)	

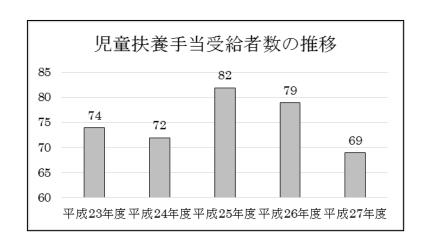
注:平成22年()内は他の世帯員がいる世帯を含む数値

(資料)国勢調査

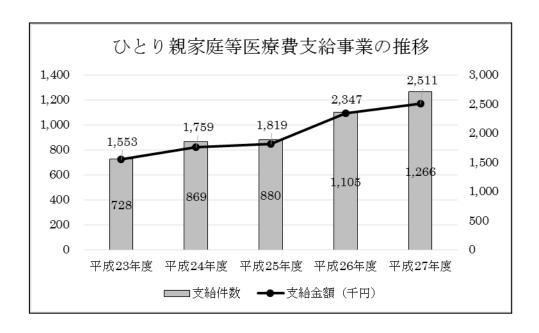
ひとり親家庭の推移



③ 本町の児童扶養手当受給者数は、この5年間では、平成25年度をピークに減少傾向にあります。



④ 本町のひとり親家庭等医療費支給事業は、件数、金額とも毎年増加しています。



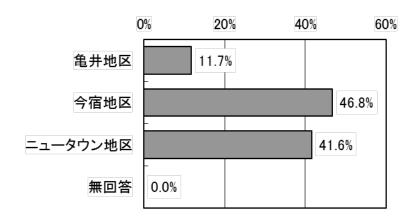
2

面接調査でみる生活実態

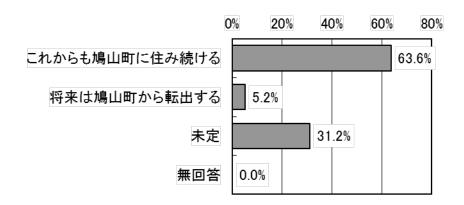
平成28年8月から9月にかけて町内に住所を有する児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費支給事業の受給者を対象に、面接等による調査を実施しました。対象者は81人対して、有効回答数は77人であり、回収率は95.1%でした。この面接調査からみる生活実態は次のとおりです。

(1)ひとり親家庭等の状況

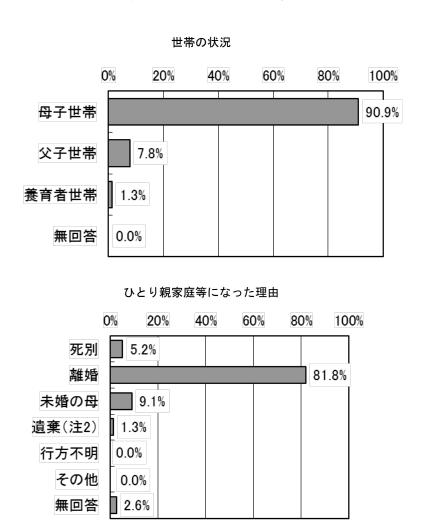
① ひとり親家庭の居住地は、「今宿地区」が最も多く、「ニュータウン地区」 とともに4割を超えています。



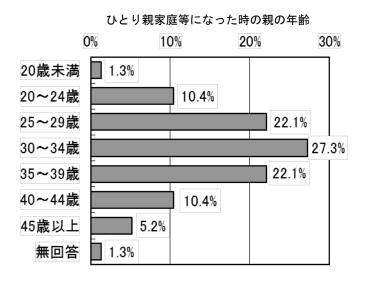
② ひとり親家庭の本町での定住意向は、「これからも鳩山町に住み続ける」が6割を超えています。将来転出を考えている方は5.2%です。



③ ひとり親家庭等は母子世帯が9割を超え、ひとり親家庭等になった理由 としては「離婚」が8割(81.8%)を超えています。これは、前回調査(平 成23年度 86.4%)より若干減っています。また、未婚の母が9.1%と前 回調査(平成23年度 2.5%)よりも増えています。

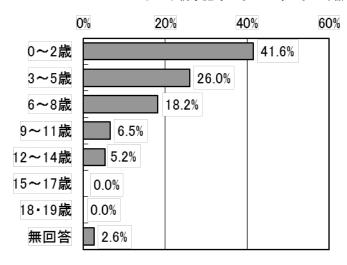


④ ひとり親家庭等になった時の親の年齢は「20歳代」までが3割を超え、「30歳代前半」までが6割(61.1%)を超えています。前回調査(平成23年度 56.7%)よりも「30歳代前半」までが増えています。



⑤ 20代、30代前半の年齢での離婚が多いため、ひとり親家庭等になった時には乳幼児を7割近くの方(67.6%)が抱えています。前回調査(平成23年度 64.2%)よりも増えています。

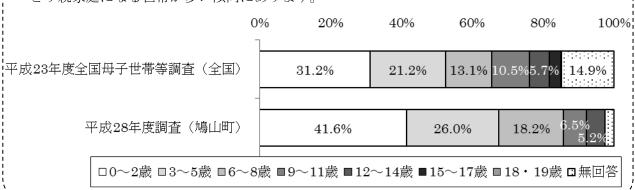
ひとり親家庭等になった時の子の年齢



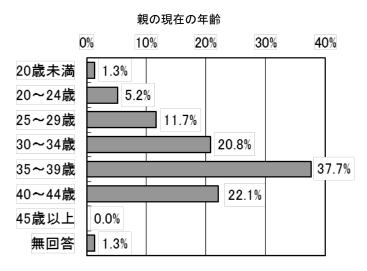


【全国調査との比較】

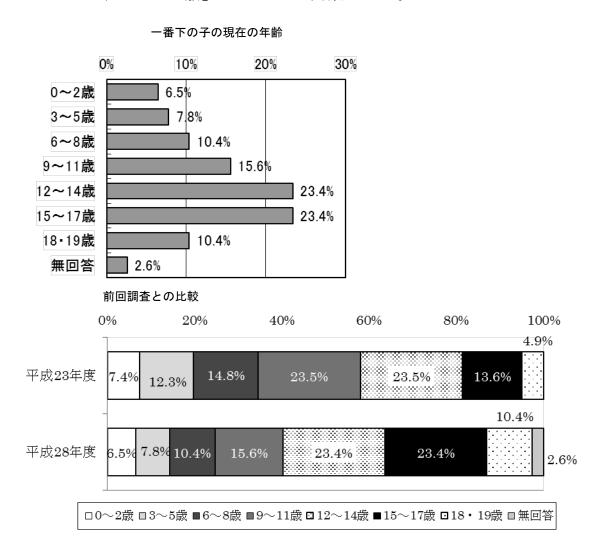
平成 23 年に国が行った全国母子世帯等調査結果報告(以下、全国調査という)と比較すると、本町ではひとり親家庭等になった時の末子の年齢が「 $0\sim2$ 歳」が全国調査より 10.4 ポイント高くなっています。「 $0\sim2$ 歳」と「 $3\sim5$ 歳」を合わせた『 $0\sim5$ 歳』は、本町では 67.6%と、全国調査の 52.4%より 15.2 ポイント高くなっており、本町では、乳幼児を抱えひとり親家庭になる世帯が多い傾向にあります。



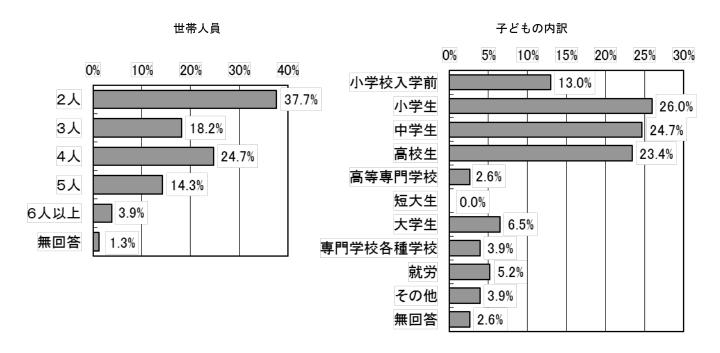
⑥ 現在の親の年齢は「35~39 歳」が4割近くで最も多く、「30 歳代」だけで約6割を占めています。前回調査(平成23年度 41.9%)よりも大きく増えています。40歳代以上は22.1%だが、前回調査(平成23年度 45.7%)よりも大きく減っています。



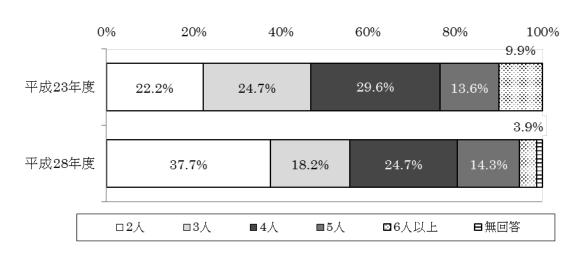
⑦ 現在の一番下のお子さんの年齢は「12~14歳」、「15~17歳」がそれぞれ 23.4%で、同数で最も多いです。前回調査(平成23年度)では「9~11歳」 が23.5%、「12~14歳」が23.5%と同数でした。



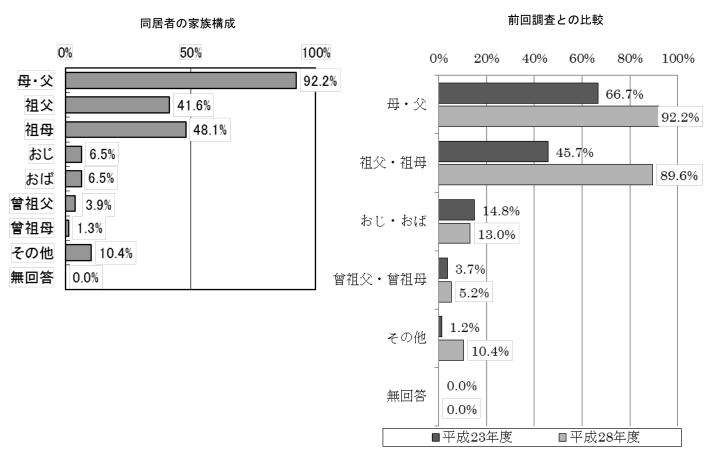
⑧ 前回調査(平成23年度)では、世帯人員は「4人」(29.6%)が最多でしたが、今回の調査では「2人」(37.7%)が最多となりました。また、子どもの内訳は「小学生以下」の子どもを抱える世帯が約4割ですが、前回調査と比較し、高校生の割合(前回18.1%から今回23.4%)が増えています。



世帯人員の前回調査との比較



⑨ 同居者の家族構成は、「母子(父子)のみ」が最も多いが、「祖父母との同居」も多く、ともに、前回調査より多くなっています。また、地区別に見ると、ニュータウン地区が祖父母との同居の割合が一番多い状況です。



注:複数回答のため、合計が100%を超えています。

住んでいる地区×同居者の世帯構成

	項目	母·父	祖父	祖母	おじ	おば	曾祖父	曾祖母	その他	回答者数
	全体	71	32	37	5	5	3	1	8	77
地	亀井地区	9	4	5	1	0	1	0	0	9
区	今宿地区	33	12	13	1	4	2	1	5	36
	ニュータウン地区	29	16	19	3	1	0	0	3	32

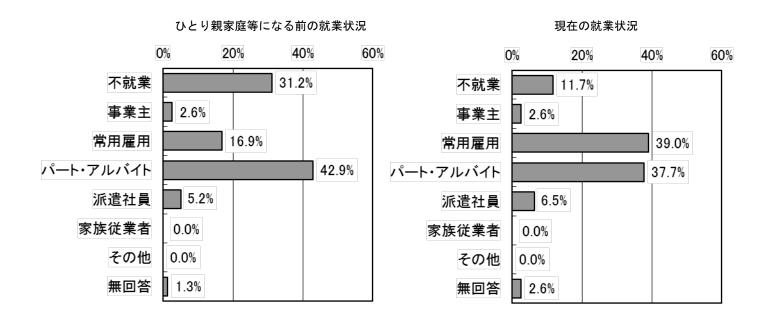
	構成比(%)	母·父	祖父	祖母	おじ	おば	曾祖父	曾祖母	その他	回答者数
	全体	92.2%	41.6%	48.1%	6.5%	6.5%	3.9%	1.3%	10.4%	_
地	亀井地区	100.0%	44.4%	55.6%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	ı
区	今宿地区	91.7%	33.3%	36.1%	2.8%	11.1%	5.6%	2.8%	13.9%	-
	ニュータウン地区	90.6%	50.0%	59.4%	9.4%	3.1%	0.0%	0.0%	9.4%	_

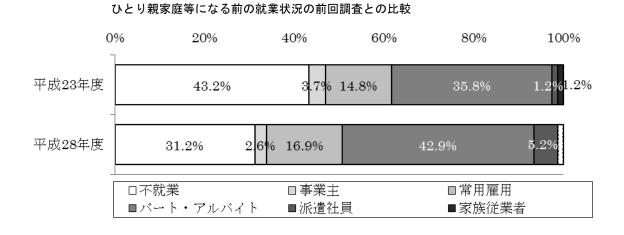
⑩ 住まいの状況は、「持ち家」の方が全体の75.4%で、このうち「本人名義以外の持ち家」が最も多く5割近い(49.4%)状況です。祖父母の家(実家)に戻っている状況がうかがえます。

住まいの状況 0% 20% 40% 60% 持ち家(本人名義) 26.0% 49.4% 持ち家(本人名義以外) 借家・アパート 22.1% 同居・シェアハウス 2.6% その他 0.0% 無回答 0.0%

(2) 就業状況

① ひとり親家庭等になる前の就業状況について、前回調査(平成23年度)では「不就業」(43.2%)が最多でしたが、今回は「パートアルバイト」(42.9%)が最も多くなっています。





② ひとり親家庭等になった時の転職の主な理由は、「収入がよくない」(44. 4%) ことです。

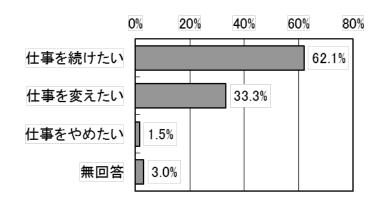
ひとり親家庭等になった時の転職

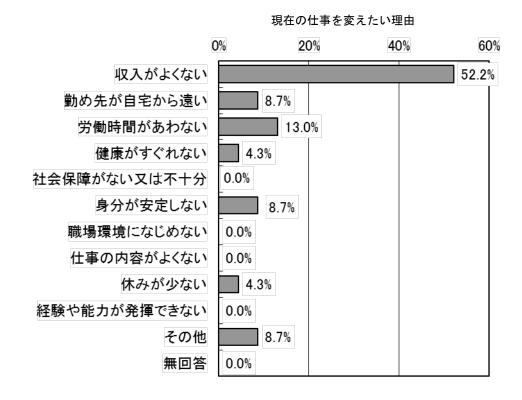
無回答 0% 40% 60% 20% 0.0% 収入がよくない 44.4% 勤め先が自宅から遠い 19.4% 労働時間があわない 11.1% 転職しなかった 転職した 健康がすぐれない 0.0% 45.5% 54.5% 5.6% 社会保障がない又は不十分 身分が安定しない 0.0% 職場環境になじめない 0.0% 仕事の内容がよくない 0.0% 休みが少ない 2.8% 経験や能力が発揮できない 0.0% その他 13.9% 無回答 2.8%

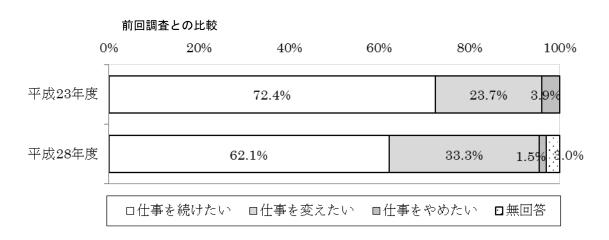
転職した理由



③ 現在の「仕事を続けたい」が 6 割を超える一方で、現在の仕事を変えたい主な理由は「収入がよくない」が 5 割を超えています。

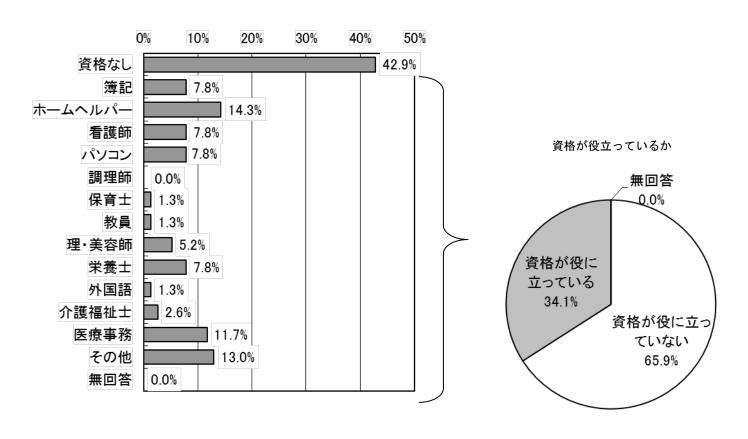


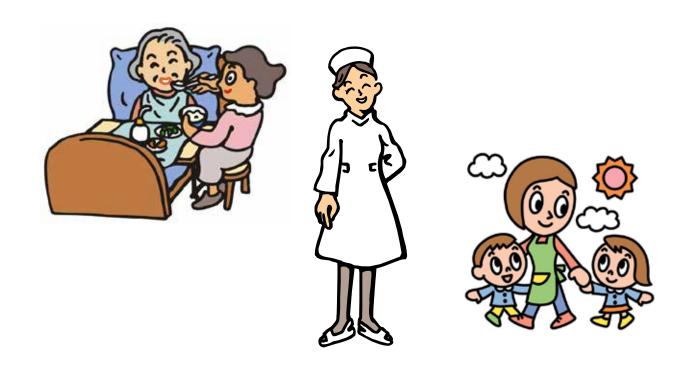




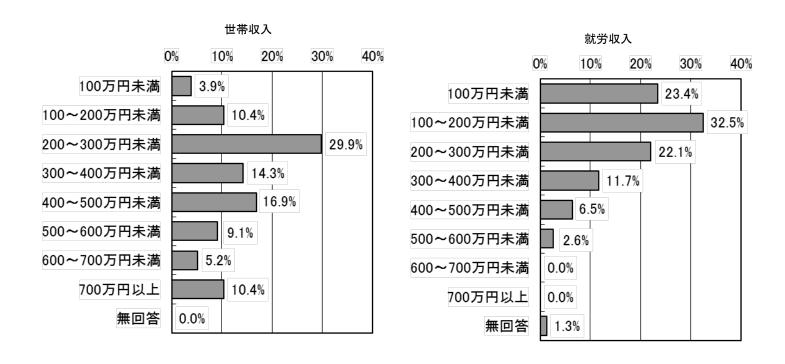
④ 何らかの「資格を持っている」人は約6割、「資格が役に立ってない」 はそのうち6割を超えています。

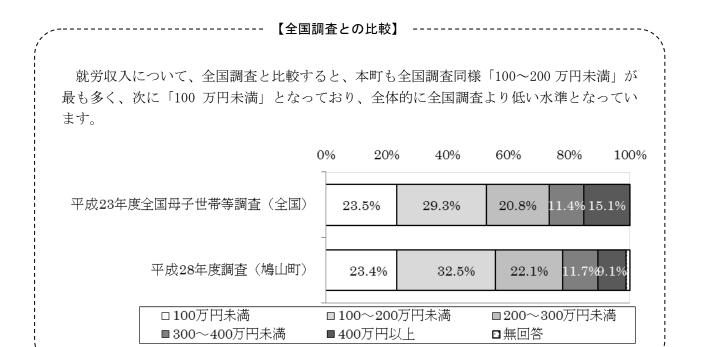
資格の取得状況



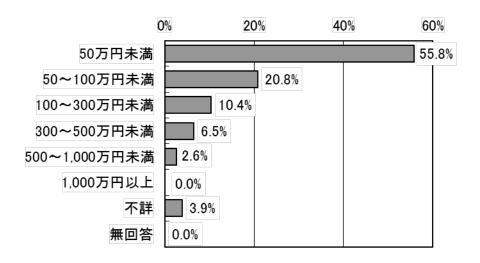


⑤ 年間の就労収入は「100 万円未満」及び「100~200 万円未満」が多く、 全体の55.9%です。しかし、世帯収入は「100 万円未満」及び「100~200 万円未満」が全体の14.3%、「300 万円以上」の世帯が55.9%となっています。



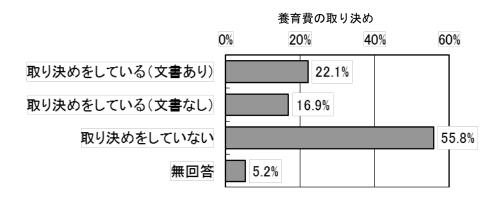


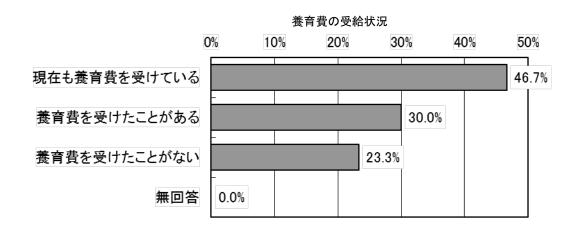
⑥ 貯金金額は「50万円未満」が5割以上を占め、次いで「50~100万円」 未満が約2割となっています。



(3) その他

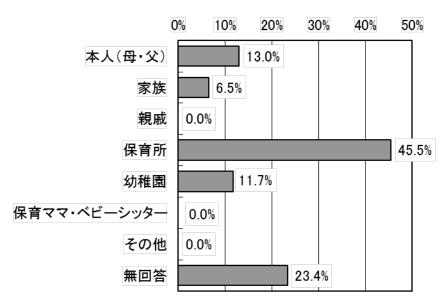
① 養育費については、「取り決めをしていない」が「取り決めをしている」 をやや上回る状況です。



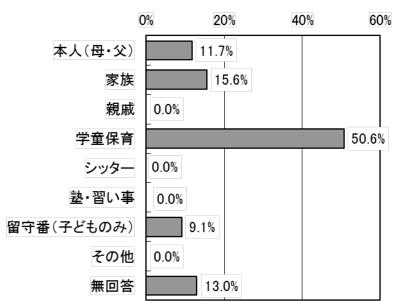


② 小学校入学前の保育状況は、「保育所」(45.5%)が最も多く、小学校入 学後は半数が「学童保育」(50.6%)を利用しています。

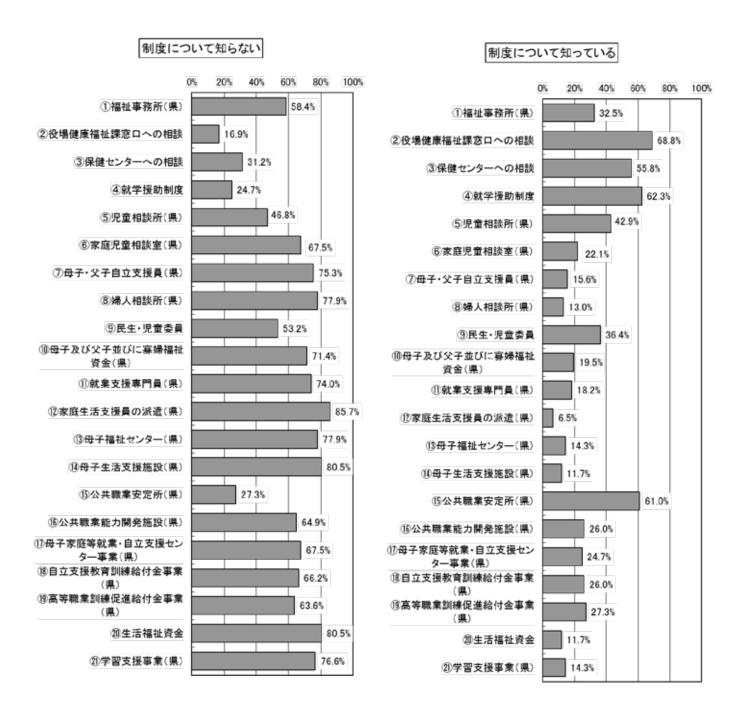
小学校入学前の保育状況



小学校入学後の保育状況

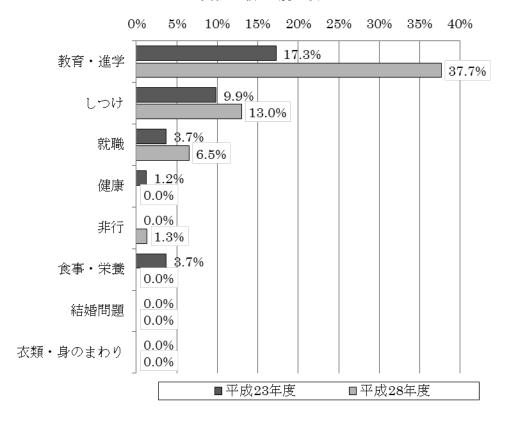


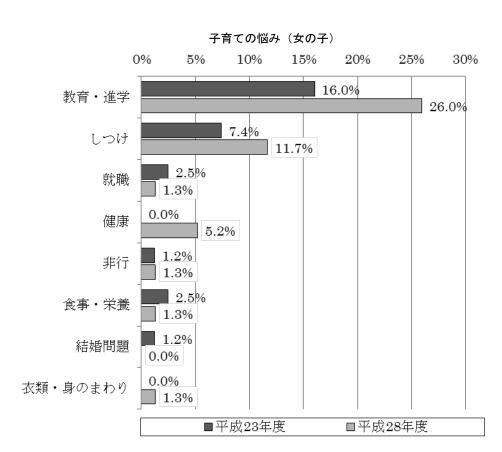
③ 福祉関係の公的制度の利用状況及び利用意向は、役場や保健センター、 就学援助制度、公共職業安定所等の一部を除いた多くの制度について「知 らない」の回答が「知っている」の回答を上回っています。



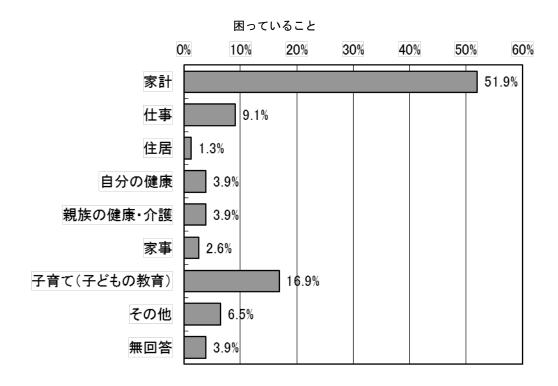
④ 子育ての悩みついては、男子、女子ともに、前回調査と比較して「教育・ 進学」の割合が増えています。

子育ての悩み (男の子)

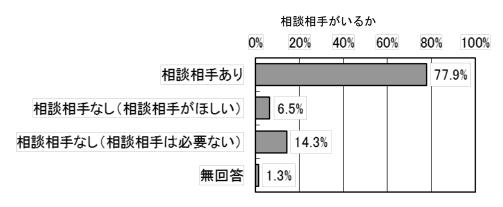


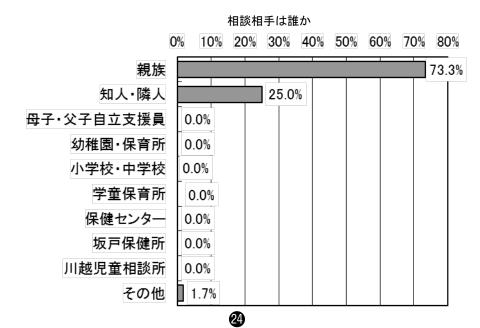


⑤ 今いちばん困っていることは、「家計」(51.9%)です。

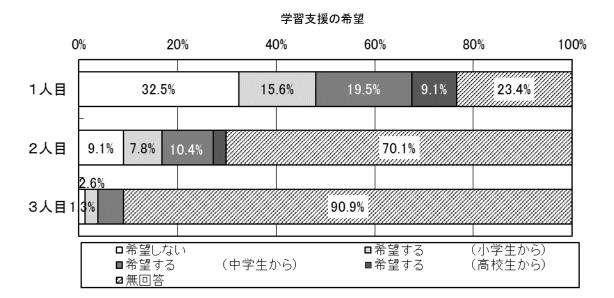


⑥ 約7割は相談相手が「あり」(77.9%) としていますが、大半は「親族」 (73.3%)「知人・隣人」(25%) です。





⑦ 学習支援の意向については、第 1 子の数値をみると、小学校、中学校、 高等学校のいずれかの時期に支援を必要とする方が全体の 44.2%で、支援を希望しない方が 32.5%となっています。



項 目 (度数)	希望しない	希望する (小学生から)	希望する (中学生から)	希望する (高校生から)	無回答	合計
1人目	25	12	15	7	18	77
2人目	7	6	8	2	54	77
3人目	1	2	4	0	70	77
4人目	0	0	0	0	77	77
5人目	0	0	0	0	77	77
6人目	0	0	0	0	77	77

項 目 (構成比)	希望しない	希望する (小学生から)	希望する (中学生から)	希望する (高校生から)	無回答	合計
1人目	32.5%	15.6%	19.5%	9.1%	23.4%	100.0%
2人目	9.1%	7.8%	10.4%	2.6%	70.1%	100.0%
3人目	1.3%	2.6%	5.2%	0.0%	90.9%	100.0%
4人目	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
5人目	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
6人目	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

3 第1次計画の評価と今後の課題

統計データで見る現状及び面接調査による生活実態を合同会議で審議した結果、 第1次計画のときと同様に、以下の5つの課題があるということになりました。

課題1 ひとり親家庭の自立を図るうえで、就労支援が重要

面接調査では、ひとり親家庭では85.7%が就業しています。このうち「常用雇用」は39.0%、「臨時・パート」が37.7%とほぼ同程度となっています。また、「仕事を続けたい」という方は62.1%ですが、33.3%は「仕事を変えたい」と考えております。主な理由としては「収入がよくない」(52.2%)があげられています。

一方、収入の状況については、年間の世帯収入では「300 万円以上」の世帯が全体の55.9%となっていますが、就労収入については「200 万円未満」の方が全体の55.9%となっています。同居している祖父母の収入に依存している状況がうかがえます。

第1次計画では、ひとり親等が希望する条件に合った就業ができるよう職業能力を高める「女性のための就労支援セミナー」を新規事業として平成24年度から毎年1回開催してきましたが、収入の向上などの改善はできませんでした。

ひとり親家庭等の自立を図るうえで、就労収入の向上は大きな課題となります。 就労支援のための相談や情報提供、関係機関との連携によるきめ細かな就労支援、 より良い就労につなげる職業訓練などの施策を継続的に行っていく必要がありま す。

課題2 ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境 づくりが重要

ひとり親家庭等では、その多くが家計と子育て、家事をひとりで担わなければならない状況にあります。面接調査によると、20歳代及び30代前半でひとり親家庭になることが多く、乳幼児を全体の67.6%の方が抱えています。

第1次計画では、保育所の待機児童ゼロを継続するとともに、病児・病後児保育について、平成28年度からは、それまでの病後児に加え、病気の回復期に至っていない病児も預かることとし、サービスの充実を図りました。

今後とも、必要な時に安心して子どもを預けることのできる環境整備を進める 必要があり、ひとり親家庭等のニーズを把握し、保育サービスや学童保育の充実 とともに子育ての仲間づくりなどの施策が必要になってきます。具体的には、フ ァミリーサポートなど現在行っているサービスの隙間を埋めるサービスの検討が 必要になっています。

一方、住居の状況については、面接調査では「持ち家」(親族など本人名義以外の持ち家含む。)の方が全体の 75.4%となっています。このため、住居については比較的恵まれているのが本町の特色ですが、一方では「借家 (シェアハウスなど含む。)」も2割を超え、適切な住宅確保の支援も必要となっています。

課題3 就労収入を補う、経済的支援の推進が重要

ひとり親家庭等の経済的支援については、児童扶養手当があり、このほか母子 及び父子並びに寡婦福祉資金*、ひとり親家庭等医療費支給*などがあります。

第1次計画では、こども医療費支給制度の窓口払い廃止について、これまでの 東松山市・比企郡の医療機関に加え、毛呂山町・越生町・坂戸市・鶴ヶ島市まで 協力医療機関のエリアを拡大し、利用しやすく改善しました。

しかし、面接調査では、ひとり親家庭等で最も困っていることとして「家計」 (51.9%)が多くあげられています。児童手当や児童扶養手当は就労収入を補う 重要な収入源となっており、平成22年8月からは児童扶養手当の支給対象が父子 家庭の父にも拡大されました。

このほか、母子及び父子並びに寡婦福祉資金制度などの経済的支援もありますが、面接調査では認知度・利用状況とも低いことから、周知を図ることによりその効果的な活用を促していく施策が必要となっています。

一方、養育費について、面接調査では、養育費の「取り決めをしていない」が「取り決めをしている」を上回ります。子どもの健やかな成長と安定した生活を営むために、子どもを監護している親は、子どもを監護していない親に対し、養育費の支払いを求めるなど扶養義務の履行の確保に努めていく必要があります。

課題4 子どもが低年齢で、ひとり親になった世帯への対応が重要

低年齢での離婚が増えています。面接調査では、ひとり親家庭等になった時の年齢は20歳代で33.8%、30歳代前半までに61.1%となっています。このため、ひとり親家庭になった時には67.6%が乳幼児を抱えています。

また、ひとり親家庭になった時には、31.2%が不就業となっております。

ひとり親家庭等になった時には、子育てと就労を同時に行っていかなければならない世帯は多く、行政で行っているひとり親家庭等の施策を積極的に情報提供することや相談窓口の充実などにより、子育て支援や就労支援につなげていく必

^{*} **母子及び父子並びに寡婦福祉資金**:母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、 扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を貸す制度。

^{*} ひとり親家庭等医療費支給:ひとり家庭等の経済的負担を軽減するため、親又は子どもが医療機関を 受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度。

要があります。

なお、面接調査時の自由意見の中には「子どもたちが家計の心配をしないで行きたい高校、大学、やりたいこと、なってみたい職業など、母として応援していきたい」というご意見もありました。さらに、面接調査でも小学校、中学校、高等学校のいずれかの時期に学習支援を必要とする方が全体の 44.2%ありました。「経済的な面で、進学ができない、専門的な技術を身につけることができない」ということで、「就職も思うようにできない」という「貧困の連鎖」を防止する対策も考える必要があります。

課題5 ひとり親家庭等が、地域で孤立しない環境づくりが重要

ひとり親家庭等では、子育て、仕事、家計などにおける悩み事をひとりで抱え 込みがちです。ひとり親家庭等が地域で孤立することがないよう地域社会におい て支え合ったり、ひとり親同士が悩みを打ち明けあったりすることのできる環境 づくりを進める必要があります。

第1次計画では、地域子育で支援拠点のつどいの広場について、平日就労しているひとり親家庭等が利用しやすくなるよう、平成24年度から土曜日の開設も開始し、親子で遊んだり、子育ての相談ができる場をつくりました。

しかし、困った時の相談先は、面接調査からも分かるように「親族」「知人・隣人」に偏っています。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための助言を行う母子・父子自立支援員の利用は、面接調査では75.3%の方は知らないと答えています。今後は母子・父子自立支援員につなげる工夫や民生委員・児童委員に相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

このような状況の中、町民、行政及び関係機関等が連携した、妊娠期から子育 て期にわたるまでの様々な子育て支援を実施する「切れ目のない支援体制」の整 備が必要になっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

本町では総合的な子育て支援計画である「鳩山町子ども・子育て支援事業計画」 の基本理念を「次代を担う子どもを育み 未来へつなぐ 子育てのまち・鳩山」 と定めています。

この基本理念を踏まえ、この計画においては、以下の内容を理念として、実現をめざします。

ひとり親家庭等が自らの力を発揮して、 安定した生活を営みながら、 安心して子どもを育み、 未来へつなぐ 子育てのまち鳩山

2 基本目標

ひとり親家庭等に対する施策は、第1次計画では、それまでの経済的支援に加 え、就業支援に重点をおき、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進してき ました。

第1次計画と同様、第2次計画の策定にあたっても、ひとり親家庭等の家庭生活の実態や支援のニーズなどを把握するため「ひとり親家庭を支援するための生活実態調査」を実施しましたが、調査結果については、新規の調査項目を除いて前回調査とそれほど大きな違いはありませんでした。

このため、基本目標については、第1次計画を踏襲し、同様の目標を設定し、 継続的に施策を推進することとしました。

1 就労支援の推進

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ること は本人にとっても、子どもを育てるうえでも重要です。

このため、県や関係機関と連携しながら職業能力の向上や職業紹介など、より良い雇用条件で就業できるよう、就業支援体制を整備します。

また、仕事と子育てが両立できるよう生活実態に合った働き方を選択できるよう町として就労に関する事業を継続的に実施します。

- (1) 県や関係機関との連携による就労支援
- (2) 自立のための資格取得支援

2 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等が安心して子育てや家事と仕事の両立が図られるには、子育 てサービスの提供や生活支援などの環境整備が必要となります。

このため、保育所や学童保育の優先的利用、子育て支援サービスの提供、生活の場の確保を図ります。また、町民、行政及び関係機関等が連携した、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な子育て支援を実施する「切れ目のない支援体制」(「子育て世代包括支援センター」=鳩山版ネウボラ*)の整備を行います。

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 学童保育の充実
- (3)子育て支援拠点の充実
- (4) 住宅等の支援
- (5) 子育てネットワークの支援
- (6) 学習支援事業の推進

ネウボラ*; ネウボラとは、フィンランドで制度化されている子育て支援施設のこと。 妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特 長。「ネウボラ (neuvola)」とは、フィンランド語で「アドバイスする場 所」という意味。



3 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の中でも母子家庭の世帯収入は少なく、経済的に厳しい生活を余儀なくされています。

このため、生活の安定のため児童扶養手当や母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する制度など経済的支援、医療費の助成など経済的負担の軽減を図ります。併せて、必要な養育費を確保できるよう支援体制の充実に努めます。

また、町では県の生活困窮者事業と連携して、経済的に厳しいひとり親家庭等の各種支援を行っていきます。

- (1) 自立するための経済的支援
- (2) 医療費に対する助成
- (3)養育費の確保
- (4) 生活困窮者への支援

4 相談支援体制・情報提供の整備

ひとり親家庭等になった直後は生活環境が大きく変わり、さまざまな問題に 直面します。このため、身近な相談支援や、さまざまな悩みや困難に関する相 談支援体制を整備し、情報の提供と合わせ、ひとり親家庭それぞれのニーズに 合った支援に努めます。

なお、面接調査では、ひとり親家庭等に関する県や町の支援策があるにも関わらず、制度そのものを知らない方が多く、制度が活用されていない状況があります。このため、町としても積極的な広報活動を行い制度の周知に努めます。また、子どもを抱えるDV*被害者の自立を支援します。さらに、子育て中の育児不安が子どもの虐待につながらないよう適切な援護を図ります。

- (1)相談支援体制の整備
- (2)情報提供の拡充
- (3) 母子・父子自立支援員との連携及び保健師等による訪問支援
- (4) 地域における支援体制の充実
- (5) DV*対策の充実
- (6) 子どもへの虐待の防止

DV*:ドメスティックバイオレンス。配偶者やパートナーからの暴力のこと。



第4章 施策の体系

1 就労支援の推進

理 念

未来へつなぐ 子育てのまち鳩山安心して子どもを育み、安定した生活を営みながら、ひとり親家庭等が自らの力を発揮して、

2 子育て・生活支援の推進

3 経済的支援の推進

4 相談支援体制・情報提供の整備

施策	主要事業
(1) 県や関係機関との連携による就労支援	①就労に関する実践セミナーの開催
	②公共職業安定所(ハローワーク)との連携
(2) 自立のための資格取得支援	①自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進
	費等の県実施事業の活用
(1) 保育サービスの充実	①保育所への優先入所 ②多様な保育の充実
	③一時保育の促進
(2) 学童保育の充実	①学童保育の延長保育、土曜保育の充実
	②学童保育施設の整備
(3)子育て支援拠点の充実	①子育て支援事業の充実
	②仲間づくりと交流の促進 ③つどいの広場の充実
	④子育て世代包括支援センターの整備
(4)住宅等の支援	①付加価値型「子育て支援住宅」の整備
	②空き家等を活用した住宅の支援
(5)子育てネットワークの支援	①子育てネットワークの支援
(6) 学習支援事業の推進	①学習支援事業の推進(県事業との連携強化)
(1) 自立するための経済的支援	①児童扶養手当等の適切な支給事務及び対象者への周知 ②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知
	③準要保護制度の周知
(2) 医療費に対する助成	①ひとり親家庭等医療費助成制度の窓口払い廃止
V 1230020 10 V 5 10 10	②予防接種の推進 ③こども医療費支給制度の充実
(3)養育費の確保	①養育費に関する啓発の推進
	②専門的な相談体制の充実
(4) 生活困窮者への支援	①アスポート相談支援センターとの連携
(1)相談支援体制の整備	①総合相談窓口による相談支援 ②町相談支援体制の充実
	③子育て世代包括支援センター設置による相談支援
(2)情報提供の拡充	①子育て支援拠点を活用した情報提供
C A THE PROPERTY OF MANY	②広報・ホームページを活用した情報提供
	③ひとり親家庭等支援ガイドの発行 ④ひとり親家庭等の支援情報のメール等の配信
(3) 母子・父子自立支援員との連携及び保健	①母子・父子自立支援員との連携による総合的な
師等による訪問支援	相談支援の推進
•	②養育支援訪問事業の実施
(4)地域における支援体制の充実	①地域福祉の拠点の充実 ②地域見守り支援ネットワークの充実
	③民生委員・児童委員による相談
(5) D V 対策の充実	①DV 対策の庁内連携
(7) = 1 7/3/(37/00)	②関係機関の連携と研修への参加
(6) 子どもへの虐待の防止	①要保護児童対策地域協議会の適切な運営
· / · = · · · · · · · · · · · · · · · ·	②児童相談所等関係機関との連集

②児童相談所等関係機関との連携

第5章 施策の展開

1

就労支援の推進

(1) 県や関係機関との連携による就労支援

ひとり親家庭等への総合的な就労支援に向け、きめ細やかな支援プランの策定が可能な公共職業安定所(ハローワーク)と連携を密にし、個々の状況に応じたきめ細かな就労支援を強化します。

事美	業名		事業内容			
①就労に関するの開催	る実践セミナー (健康福祉課)	ための実践セミ ナーの参加者を	に合った就業ができるよう職業能力を高める ミナーを開催します。実施にあたっては、セミ を対象にした保育室を設けるなど、ひとり親等 い環境整備を図ります。			
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	年1回開催					
達成目標	継続					
事為		事業内容				
②公共職業安定 ーク)との連	携	個々の状況に応じたきめ細やかな支援プランの作成が可能な公共職業安定所(ハローワーク)の就職支援相談員との連携を強化します。 ※個別に就労のための支援プランを作成して就労に結びつ				
	(産業振興課) 	けます。				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	支援対象者 ※対象者に応 じて随時実施					
達成目標	継続					

(2) 自立のための資格取得支援

ひとり親家庭等の親の就業に向けた資格取得を支援するための事業の周知に努め、活用を促進します。

【主な事業】

事業名		事業内容			
①自立支援教育訓練給付金や 高等技能訓練促進費等の県 実施事業の活用 (健康福祉課)		ひとり親家庭のよりよい就業に向けたキャリアアップのために、県実施事業である自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費等の事業を周知し、活用を促進します。			金や高等技能
年度	29	30	31	32	33
	●広報等によ る周知(年 2回)				
数値目標	●保育園等へ のチラシの 配布(年 1 回実施)				
達成目標	継続		i	i	

∞ 面接調査自由回答から ∞ [就労支援について]

- ・これから専門的な知識を身につけたり、手に職をつけ たりできるように学んでいきたいと考えています。
- よりよい仕事を見つけてくれるお手伝いを要求したい。 又は資格を取る手伝いを要求。
- ・子どもが学校を辞めてしまったので、就職について心配。





子育て・生活支援の推進

(1)保育サービスの充実

ひとり親家庭等の求職活動や就業を支援するため、ひとり親家庭等の児童の保育所への優先的な入所に取り組みます。また、適切なニーズの把握のもと一時保育など多様な保育サービスを提供します。

事業名		事業内容			
①保育所への優	先入所(健康福祉課)	ひとり親家庭等の子どもの保育所への入所、特に年度途中入 所希望者の優先入所を実施し、求職活動や就業を支援しま す。			
年度	29	30	31	32	33
数値目標	待機児童 〇人	待機児童 〇人	待機児童 〇人	待機児童 〇人	待機児童 〇人
達成目標	継続				

事業名		事業内容			
②多様な保育の充実 (健康福祉課)		や延長保育、まの回復期にあり後児保育を実施また、現在行なスを検討します	た、病気の回復 集団保育が困難 します。 っている保育サ 、具体的には、こ	態に対応するため期に至っていないないなお子さんを預ったことではないではないできないできないできないできないできないできないできない。 スの体制整備を	い期間や病気 かる病児・病 里めるサービ トセンター、
年度	29	30	31	32	33
数値目標	● ・				
達成目標	継続				
事美	差名		重業	内容	
③一時保育の促		就労や疾病、入		的に家庭での保育	ー 育が困難とな
	(健康福祉課)	る場合や、保護		解消を図り、負担	
年度	29	30	31	32	33
数値目標	保育所2ヶ所				
達成目標	継続				

(2) 学童保育の充実

保護者が昼間就労している間、小学生の児童を安心して預けることができるよう保護者のニーズを見極めながら学童保育を充実します。

また、保護者の就労意欲の高まりや小学校高学年での保育を希望する方も多くなっており、児童を安心して預けることのできる適正な保育の質を確保していくために、現在学童保育施設のない亀井小学校区へ整備を行います。

【主な事業】

事業名		事業内容				
①学童保育の延長保育、土曜 保育の充実 (健康福祉課)			ひとり親家庭等の多様な就労形態対応するため、延長保育や 土曜保育を実施します。			
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	学童保育2ヶ所					
達成目標	継続					
事業名		事業内容				
事美	 		事業	内容		
事第 ②学童保育施設 (新規事業)			事業 ご事業に学童保育 賃保育所の整備を	施設の整備を位置	置づけ、亀井	
②学童保育施設	との整備		(事業に学童保育	施設の整備を位置	置づけ、亀井 33	
②学童保育施設(新規事業)	での整備	小学校区に学童	ぶ事業に学童保育 で保育所の整備を	施設の整備を位置 行います。		



(3)子育て支援拠点の充実

ひばり子育て支援センターや地域子育て支援拠点における子育て支援事業を充 実するなかで、仲間づくりと交流できる場としての利用を促進します。

また、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を目指し、子育て世代包括支援センター(鳩山版ネウボラ)の整備を行います。

事	業名	事業内容					
①子育て支援事	業の充実	子育て支援事業(講演会等)を開催し、子育てに必要な知識					
			や技術を習得するとともに、対象者を子育て支援者まで拡大				
	(健康福祉課)	し、地域で子育てしやすい環境づくりに努めます。					
年度	29	30	31	32	33		
数値目標	つどいの広場に て月1回開催						
達成目標	継続						
				_			
事	業名		事業 	内容			
②仲間づくりと	で交流の促進			気軽につどい、 します。また、E			
	(健康福祉課)	ルや子育てボラ 動の支援を行い	· ·	のため、活動場所	所の提供や活		
年度	29	30	31	32	33		
数値目標	子育て支援拠点 の開設2ヶ所						
達成目標	継続						
_	¥ 57		ᆂᅫ	d siz			
事 多	業名	事業内容					
③つどいの広場	易の充実	平日に就労しているひとり親家庭が、交流や情報交換できるようつどいの広場の土曜日の開設を継続します。また、つどいの広場をニュータウン地区の子育て支援の拠点とし、相談					
	(健康福祉課)	いの広場を一つ 等の事業の充実		ナ月(又接の拠)	元へし、怕談		
年度	29	30	31	32	33		
数値目標	つどいの広場 1ヶ所						
達成目標	継続						
上/八口 示							
事美	業名		事業	内容			
④子育て世代を ーの整備 (新規事業)	型括支援センタ (健康福祉課)	総合的相談支援		での様々なニー; ノストップ拠点と ます。			
年度	29	30	31	32	33		
数値目標	子育て世代包括 支援センターの 整備1ヶ所	事業実施					
達成目標	整備	事業実施					

(4) 住宅等の支援

ひとり親家庭等が安心して子育てできるよう、計画に基づき子育て支援住宅について検討するとともに、空き家等を活用した住宅の支援を行います。

事業名		事業内容			
①付加価値型 宅」の整備	「子育て支援住	平成24年に策定した「付加価値型子育て支援住宅整備計画」の具体化を検討するため、泉井・上熊井地区活性化取組み方針と調整を図りながら、事業実施計画を策定します。 子育て世代を対象とした町営住宅の整備を進め、ひとり親家			
	(政策財政課)		家とした町営住 安心と就労機会		
年度	29	30	31	32	33
数値目標	実施計画策定				
達成目標	継続(事業	! 美実施計画策定、関 :	連手続きの推進)		
事業	- 美名		事業	 内容	
事業 ②空き家等を記 支援 (新規事業)		活用の相談に対	事業 /ステムを構築し が応するサービス 手の賃借や売買を	、空き家情報の扱 センターを設置	
②空き家等を記 支援	5用した住宅の	活用の相談に対	ノステムを構築し 対応するサービス	、空き家情報の扱 センターを設置	
②空き家等を記 支援 (新規事業)	5用した住宅の (政策財政課)	活用の相談に対象庭等の住宅等 30	ノステムを構築し 対応するサービス 手の賃借や売買を	、空き家情報の扱 センターを設置し 支援します。	し、ひとり親
②空き家等を記 支援 (新規事業) 年度	5用した住宅の (政策財政課) 29 サービスセン	活用の相談に対象庭等の住宅等	ノステムを構築し 対応するサービス 手の賃借や売買を	、空き家情報の扱 センターを設置し 支援します。	し、ひとり親

(5) 子育てネットワークの支援

子育てネットワークの活動を支援し、地域における子育て支援を推進します。 また、子育てフェスティバル等を開催し、ひとり親家庭等の保護者の交流を図る とともに、支援者の人材育成や情報交換を行い、地域における支援体制の充実を 図ります。

【主な事業】

事業名 事業内容					
①子育てネットワークの支援		イム」や「子育	子育てネットワークの活動を支援し、「ママのおしゃべりタ イム」や「子育てフェスティバル」の開催、「情報紙」の発		
	(健康福祉課)	行を行い、ひと す。	り親家庭等への	情報提供や交流の	足進を図りま
年度	29 ●子育てフェ スティバル の開催 年 1 回 実 施	30	31	32	33
数値目標	●ママのおし ゃべりタイ ム 年6回実施 ●情報紙 年2回発行				
達成目標	継続				

∞ 面接調査自由回答から ∞[子育て・生活支援について]

- 子育てと親の介護が重なり、今生活していけるか心配。
- ・学校の外に支援学級の子どもの学習を支援してくれる場がほしい。子どもを一時預かってくれる場所(小学生、中学生)。資格の学校に行きたい。
- ・ひとり親でも住める住宅があると良い。一軒家(戸建住宅)、安く借りられるもの。
- 家賃の少ないアパートや空き家を貸していただけると大変助かります。

(6) 学習支援事業の推進

ひとり親家庭等の中高生の進学、進路などの相談支援体制を充実させ、必要な際には、県で設置している学習支援センターなどの専門機関につなげ、ひとり親家庭等の不安を解消し自立の促進を図ります。

「経済的な面で、進学ができない、技術を身につけることができない」という ことで、「就労も思うようにできない」という「貧困の連鎖」を防止するよう努め ます。

事業名		事業内容				
①学習支援事業 業との連携) (新規事業)	学の推進(県事 (健康福祉課)	子どもの学習に関する相談支援体制を充実させ、必要に応じて県の学習支援センターなどの専門機関につなげるなど、関係機関で連携して支援します。				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	● 対へ等					
達成目標	継続					





経済的支援の推進

(1) 自立するための経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当や児童手当、 母子寡婦福祉資金の貸付に関する制度の情報提供と適正給付・貸付を推進します。

事美	 	事業内容				
①児童扶養手当等の適切な支 給事務及び対象者への周知 (健康福祉課)		支給事務を適正に実施するために、戸籍年金や税務、児童扶 養手当等関係する所管課との連携を強化します。また、広報 等へ記事を掲載し、対象者に周知します。				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	広報等への掲 載 年1回					
達成目標	継続					
事美	- 集名		事業	内容	·	
②母子及び父子 祉資金貸付制	子並びに寡婦福 川度の周知 (健康福祉課)	制度の内容につ	世帯にとって利 かいて、児童扶養 す。また、広報	手当等の受給資格	各者へ資料の	
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	広報への掲載 年1回					
達成目標	継続					
事	 	事業内容				
③準要保護制度	その周知 (教育総務課)	難なひとり親家 の一部を町が扱め、関係課と連	で児童生徒に義え 定等に対し、学 受助します。この 携するとともに いの周知を行いま	用品費、給食費、 D制度を活用して 、全児童・生徒に	校外活動費 ていただくた	
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	年1回全児童・ 生徒ヘチラシを 配布					
達成目標	継続					

(2) 医療費に対する助成

医療費による経済的負担の軽減を図るため、受診した際の保険診療等に係る医療費の助成や、予防接種を実施します。

事美	業名		事業	内容	
①ひとり親家園制度の窓口払	選等医療費助成 い廃止 (健康福祉課)	ひとり親家庭等の経済的な負担の軽減を図り、重病化を予防するため、医療費の窓口払い廃止について、計画期間内での実施に向けて検討を行います。			
年度	29	30	31	32	33
数値目標			窓口払い廃止 の検討	医療機関等と の調整	窓口払い廃止 の実施
達成目標	継続				
事美	業名		事業	内容	
②予防接種の推 (É進 (保健センター)	乳幼児や子ども 予防接種を実施		るため、公費負担	旦により定期
年度	29	30	31	32	33
数値目標	定期予防接種 の実施				
達成目標	継続			į	
 14	-		± 44		
事美	美名 ————————————————————————————————————	事業内容			
③こども医療費 実	登支給制度の充 (健康福祉課)	を充実させるだ	きめ、窓口払い廃	てを行う保護者の 止(現物給付)を 払い廃止の協定を	継続します。
年度	29	30	31	32	33
数値目標	比企・毛呂山 町・越生町・ 坂戸市・鶴ヶ 島市の協定医 療機関で実施				
達成目標	継続	,			

(3)養育費の確保

ひとり親家庭等の児童の健全な育成に資するよう、養育費取得に関する広報・ 啓発活動を推進するとともに、相談機能の充実を図ります。

【主な事業】

事美	事業名		事業内容		
①養育費に関する啓発の推進		養育費に関する正しい知識や養育費の取得手続、相談窓口等に ついての広報・啓発活動を行うとともに、離婚届や児童扶養手			
	(健康福祉課)		当現況届の提出時など様々な機会をとらえ、きめ細かな情報提供を行っていきます。		
年度	29	30	31	32	33
数値目標	対象者へチラ シ等の配布				
達成目標	継続				
事	美名		事業	内容	
事業 ②専門的な相談			事業 手の児童等に対す ことから、必要な	る養育費は、生	
_		で重要であるこ	の児童等に対す ことから、必要な そめなど弁護士に	る養育費は、生 養育費を確保で	きるよう養育費
_	・ 《体制の充実	で重要であるこに関する取り決	の児童等に対す ことから、必要な そめなど弁護士に	る養育費は、生 養育費を確保で	きるよう養育費
②専門的な相談	(総務課)	で重要であるこ に関する取り の充実を図りま	の児童等に対すことから、必要などがまました。	る養育費は、生活 養育費を確保でき よる法律相談によ	きるよう養育費よる支援体制
②専門的な相談 年度	後体制の充実 (総務課) 29 法律相談の実	で重要であるこ に関する取り の充実を図りま	の児童等に対すことから、必要などがまました。	る養育費は、生活 養育費を確保でき よる法律相談によ	きるよう養育費よる支援体制

∞ 面接調査自由回答から ∞ [経済的支援について]

- ・児童手当の充実。児童扶養手当の拡大。
- 中学入学時に制服等の学用品に対する補助制度があればよい。
- ・家計が苦しいので援助がほしい。

(4) 生活困窮者への支援

ひとり親家庭等の包括的な支援を行うため、平成27年度に創設された生活困窮者自立支援法に基づく制度につなげ、ひとり親家庭等の経済的課題等に関する支援を行い、自立の促進を図ります。

事美		事業内容			
①アスポート*一との連携(新規事業)	目談支援センタ (健康福祉課)	せ、必要に応じ	の生活全般の相 とて県が設置した どの専門機関につ	相談窓口「アス	ポート相談支援
 年度	29	30	31	32	33
数値目標	関係機関と連 携した相談支 援	-	·		-
達成目標	継続				





相談支援体制・情報提供の整備

(1) 相談支援体制の整備

ひとり親家庭等のさまざまな悩みや不安の相談にきめ細かく応じるとともに、 必要に応じて関係機関につなぐなど相談支援体制を整備します。

事美	事業名 事業内容					
①総合相談窓口による相談支援		ひばり子育て支援センターを総合相談窓口として、サービスに 関する情報の集約や提供を行います。また、保護者が最も適切				
万	(健康福祉課)	に子育て支援サービスを利用するための相談を来所・電話・ ールにて行います。			来所・電話・メ	
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	総合相談窓口の設置1ヶ所					
達成目標	継続					
	UL 79			<u> </u>		
事美	美名 ————————————————————————————————————		事業			
②町相談支援体		家庭等のさまで す。鳩山中学校	教育相談や人権相談、消費生活相談などを実施し、ひとり親 家庭等のさまざまな悩みや不安の相談にきめ細かく応じま す。鳩山中学校ではさわやか相談室を設置し、保護者と児			
(総務課	、教育総務課)	童・生徒からの相談にも応じています。また、相談の実施日時について広報に掲載して周知します。			目談の実施日	
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	広報への掲載 月1回					
達成目標	継続					
事美	· 堂名		事業	内容		
7.7	. п	子育でに関する		-	ノフトップ加	
	型括支援センタ	子育てに関する総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、妊				
一設置による	5相談支援					
(新規事業)	(健康福祉課)	振期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない支援を実施します。同センターには、専門職(保健師等)の子育て支援コーディネーターを配置します。				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	子育て支援コ ーディネータ ーの配置1ヶ 所	事業実施				
達成目標	継続	:		i		
,E.,, 121						

(2)情報提供の拡充

ひとり親家庭等に対し、ひばり子育て支援センターなど子育て支援拠点の活用 や広報、ホームページ、リーフレット等による情報提供を拡充します。

事美		事業内容			
①子育て支援排 情報提供	を援拠点を活用した する専門的な支援を		を援を行う拠点と ながら情報紙を(受情報の収集・提供に努め、子育て全般に関 受を行う拠点として、子育て支援活動を行う がら情報紙を作成するなど地域に情報を発	
年度	29	30	31	32	33
数値目標	情報紙の発行 毎月1回				
達成目標	継続				
事美	 		事業	内容	
②広報・ホーム した情報提供		ひとり親家庭等の子育てなどに対する様々な悩みや困難事に関する相談に対応するため、広報やホームページ(町子育て応援サイト「子育てはとネット」)を活用して情報提供を行います。		ージ(町子育	
年度	29	30	31	32	33
数値目標	広報毎月掲載 及び ホームページ 随時更新				
達成目標	継続				
事美			事業	内容	
③ひとり親家履 の発行	望等支援ガイド (健康福祉課)	ひとり親家庭等に関する制度等がわかりやすいよう、「ひと り親家庭等支援ガイド」を発行します。		よう、「ひと	
年度	29	30	31	32	33
数値目標	年1回発行				
達成目標	継続				

事美	名 事業内容				
④ひとり親家履のメール等の(新規事業)			に関する支援制 した情報提供を		ため、メール
	(健康福祉課)				:
年度	29	30	31	32	33
数値目標	メールや SNS による 配信の検討	メールや SNS による 配信 随時			
達成目標	継続				

(3) 母子・父子自立支援員との連携及び保健師等による訪問支援

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員との連携を強化します。また、養育支援が必要な 家庭に対し、町保健師等が訪問し必要な支援を行います。

事業名			事業	内容		
	自立支援員との 総合的な相談支 (健康福祉課)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	相談支援 随時					
達成目標	継続					
事業名			事業内容			
事第			事業	内容		
②養育支援訪問		資格者が訪問し	事業 必要と認められ、子どもの養育の専門的な指導	る家庭に対し、係に関する相談及び	び適切な養育	
②養育支援訪問	事業の実施	資格者が訪問し が行われるため	必要と認められ 人子どもの養育	る家庭に対し、係に関する相談及び	び適切な養育	
②養育支援訪問	引事業の実施 保健センター)	資格者が訪問し が行われるため ます。	び要と認められ、子どもの養育しかの専門的な指導	る家庭に対し、修 に関する相談及で いまなど必要な	び適切な養育 な支援を行い	

(4)地域における支援体制の充実

民生委員・児童委員による母子家庭等の悩み事の相談やボランティア等が協力して地域における支え合い活動を推進します。

事業名		事業内容				
①地域福祉の拠	型点の充実 (健康福祉課)	福祉の拠点として開設した「ニュータウンふく 事業を充実させ、ひとり親家庭等が気軽に相談 制を整えます。				
 年度	29	30	31	32	33	
数値目標	ニュータウン ふくしプラザ での相談事業 実施 随時	30	31	32	33	
達成目標	継続					
事美	業名		事業	内容		
	支援ネットワー 見守りはとネッ (健康福祉課)	DV や児童虐待の早期発見につなげるため、協力団体等と 携しながら、見守りはとネットの周知や啓発を行います。				
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	●DV や児童 虐待の の通報 (随時実施) ●DV や児童 虐待等の開催 会等の開催 (年 1 回以上)					
達成目標	継続					
事美	集名		事業 ————	内容		
③民生委員・児 相談	記量委員による (健康福祉課)	悩みごとや心配ごと等の相談に応じ、必要な援助を行い、 会福祉の増進に努めます。		かを行い、社		
年度	29	30	31	32	33	
数値目標	民生・児童委 員による相談 援助 随時					
達成目標	継続					
	l .	!				

(5) DV対策の充実

離婚の原因のひとつである配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じて、子どもを抱えるDV被害者の自立を支援するため庁内連携や関係機関と連携します。

事業名		事業内容			
①DV対策の庁内連携 (総務課)		いて的確かつ迂 オレンス対策庁	だ DV 被害者の 列速に行うため、 F内連携会議を設 上に向けた啓発活	鳩山町ドメステ 置。この会議にな	ィック・バイ Sいて情報交
年度	29	30	31	32	33
数値目標	年1回以上の 庁内連携等に 関する会議の 開催				
達成目標	継続				
事美	業名		事業	内容	
②関係機関の連 加	連携と研修の参(総務課)	DV 被害者の自立支援に向けた処遇の検討など、埼玉県西部福祉事務所等の関係機関と連携して、町職員の資質向上に取り組みます。また、県が実施する研修会等に積極的に参加し情報交換等を行います。		資質向上に取	
年度	29	30	31	32	33
数値目標	研修への参加年1回				
達成目標	継続				

(6) 子どもへの虐待の防止

ひとり親家庭等では、子育て中の親の育児不安が増大しがちであり、そうした ことが子どもへの虐待につながることがないよう関係機関と連携し、適切な援護 を図ります。

【主な事業】

事業		事業内容			
①要保護児童x の適切な運営	対策地域協議会 (全球には、 ではでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に 発見し、適切な支援を行うため実務者会議やケース会議を開催します。			
年度	29	30	31	32	33
	実務者•ケース 会議開催 年4回				
達成目標	継続				
事業			事業	内容	
②児童相談所等 連携		要に応じて児童 います。また、	して、児童虐待 相談所の児童福 児童相談所が実)	防止等の強化に築 祉司と相談や指導	尊、支援を行
②児童相談所等	等関係機関との	要に応じて児童	して、児童虐待 相談所の児童福 児童相談所が実)	防止等の強化に築 祉司と相談や指導	尊、支援を行
②児童相談所等連携	等関係機関との (健康福祉課)	要に応じて児童 います。また、 加し、情報交換	して、児童虐待 相談所の児童福 児童相談所が実 等を行います。	防止等の強化に終 祉司と相談や指導 施する研修会等に	導、支援を行 こ積極的に参

∞ 面接調査自由回答から ∞[相談支援体制・情報提供について]

- ・支援してもらえる制度についての情報がほしい。
- ・障がい者が障がい児を家計の不安なく育てる方法を教えてください。

第6章 施策の推進に向けて

1

計画の進行管理

本計画の施策の推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、関係課及び関係機関と密接に連携を図りながら各施策が円滑に行われるよう努めます。

施策の実施状況については、進捗状況を年度ごとに、合同会議(鳩山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域協議会)に報告するとともに、進捗状況の把握、分析、評価し、次年度の事業に反映させるように、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Act)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づいて進行管理を行います。

また、合同会議の事務局は町健康福祉課及び教育総務課で行います。

なお、関連法令の改正や国の社会保障制度の変更に伴い、ひとり親家庭等に関する制度の枠組みが変わった場合は、必要に応じて各施策の見直しを行うなど、 適切な進行管理を行います。



関係機関等との連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進していくため、県や公共職業安定所(ハローワーク)など公的関係機関との連携を強めて計画を積極的に推進していきます。

また、当事者団体、NPO法人、民間企業等との連携・協力を深めながら各施策を推進します。

資 料 編

1 第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画策定の経過

開催日	審議概要等
平成 27 年 11 月 19 日 平成 27 年度 第 1 回会議	(1) 鳩山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域協議会について(2) 会長・副会長の選出について(3) 鳩山町子ども・子育て支援事業計画等について(4) 今後のスケジュール等について(5) その他
平成 28 年 3 月 22 日 平成 27 年度 第 2 回会議	(1)第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画の策定について(諮問)(2)第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画策定に係る生活実態調査について(3)その他
平成 28 年 8月1日~9月16日	ひとり親家庭等を支援するための生活実態調査実施 ※児童扶養手当の現況届の手続きの際の面接調査 対象人数81人 有効回収数77票 有効回収率95.1%
平成 28 年 10 月 26 日 平成 28 年度 第 1 回会議	(1)第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画策定に係る生活実態調査の結果について(2)鳩山町ひとり親家庭等支援計画の進捗状況について(3)その他
平成 28 年 11 月 28 日 平成 28 年度 第 2 回会議	(1) 鳩山町のひとり親家庭等の課題と施策等の検討について(2) ファミリーサポート事業に関するアンケート調査について(3) その他
平成 28 年 12 月 26 日 平成 28 年度 第 3 回会議	(1) 第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画素案の検討について(2) ファミリーサポートに関するアンケート案の検討について(3) その他
平成 29 年 1 月 4 日 課長会議	計画素案について庁内各課で協議を依頼 ※平成29年1月4日から1月31日まで
平成 29 年 1月 16日~2月 16日	計画素案に対する町民を対象にしたパブリックコメントの実施
平成 29 年 1 月 20 日 福祉文教常任委員会	福祉文教常任委員に計画素案について説明及び意見聴取を実施
平成 29 年 2 月 28 日 平成 28 年度 第 4 回会議	(1) パブリックコメントの結果等及び第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画案の検討について(2) 平成29年度の子育て支援に関する新規事業等について(3) その他

平成 29 年 3 月 1 日	町長へ答申(第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画(案)提出)
平成 29 年 3 月 1 日 政策会議	答申どおり決定
平成 29 年 3 月 3 日	第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画策定(町長決裁)

2 鳩山町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年条例第 24 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鳩山町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。
 - (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する公共的団体等から推薦を受けた者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
 - (5) 公募による者
 - (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課及び教育総務課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 - (非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給条例(昭和30年条例第18号)の一部を 次のように改正する。

別表中

Γ

国民保護協議会委員	日額	6,000 円	11	を
Γ				J
国民保護協議会委員	日額	6,000円	11	17
子ども・子育て会議委員	日額	6,000円	11	(-

改める。

3 鳩山町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成 18 年告示第 19 号)

改正 (平成 20 年告示第 116 条)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第8条 第1項の規定に基づく次世代育成支援行動計画を策定し、それを推進するにあたり、地域 における子育て支援関係者等の幅広い意見を反映させるため、法第21条第1項の規定に 基づく、鳩山町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 鳩山町次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
 - (2) 鳩山町次世代育成支援行動計画の実施状況に関すること。
 - (3) 次世代育成支援に関する関係者及び関係機関相互の連絡調整に関すること。
 - (4) 次世代育成支援対策に係る調査研究に関すること。
 - (5) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 関係団体を代表する者
 - (2) 関係機関を代表する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 公募委員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月21日告示第116号)

- 1 この告示は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 鳩山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成 16 年告示第 35 号)は廃止する。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条第1項の 規定にかかわらず、平成22年5月30日までとする。

4 鳩山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域 協議会委員会名簿

(敬称略;順不同) 氏 番号 区 所 属 役職等 名 分 村本 亮 (平成27年度) 保護者 鳩山町PTA連絡協議会 1 会 長 千装 隆宏 (平成28年度) 丞村 知美 PTA 会長 (平成27年度) 2 IJ 鳩山町立幼稚園保護者代表 鈴木 加奈 PTA 副会長 (平成28年度) 関係団体を 3 鳩山町民生委員児童委員協議会 山脇 悦子 代表する者 オリーブの会 遠山 由美子 4 IJ (鳩山町障がい者団体連絡協議会) 比企地域労働者福祉協議会 事務局長 亀井 毅 5 IJ 6 IJ 鳩山町商工会 副会長 日坂 和久 教育委員長 7 IJ 鳩山町教育委員会 嶋﨑 博嗣 職務代理 鳩山町校長会 謙一 8 IJ 山口 (今宿小学校) はとやま子育てネットワーク 松浪 亜矢 9 IJ くるっくー ○小林 秀子 10 事業従事者 町立幼稚園 園 長 主任 学童保育所 IJ 五十嵐 康祐 11 (おしゃもじ山クラブ) 支援員 学童保育所 主 任 戸口 英里子 12 IJ (銀河鉄道'90) 支援員 保育園 13 IJ 園 長 ◎道祖土 邦子 (ひばりゆりかご保育園) 14 学識経験者 山村学園短期大学 教 授 黒澤 一幸

代 表

久保田 元子

家庭教育アドバイザー

15

IJ

16	公募委員	町民から公募		西幅 裕子
17	JJ	II		林 義樹
18	その他町長 が必要と認 める委員	鳩山町議会	議員	大賀 広史

(◎会長 ○副会長)

任期: 平成27年11月1日から平成29年10月31日まで



第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画

平成29年3月 発行

編集鳩山町健康福祉課

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184番地16 TEL 049-296-1241 FAX 049-296-3390 E-mail h140@town.hatoyama.lg.jp

※「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」の計画書は町のホームページに掲載しています。

